

# 一般社団法人リスク対策支援協会

## 協会員細則

本細則は、一般社団法人リスク対策支援協会（以下「当協会」という。）の協会員規約の第3条に定める細則について、定めたものである。

### （協会員の種別）

第1条 協会員は、次の4種類の類型に区分されるものとし、それぞれ、提供を受けられるサービス及び金額が異なるものとする。

- ①賛助会員
- ②正会員
- ③特別会員
- ④名誉会員

### （入会金及び年会費）

第2条 協会員の年会費（ただし、月額利用料とする。）は、協会員の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

- ①賛助会員 月額1万円
- ②正会員 月額3万円
- ③特別会員 月額5万円
- ④名誉会員 月額10万円

### （協会員のメリット）

第3条 協会員は、当協会からの次のメリットを享受できるものとする。なお、各案内、サービス等は原則として、不定期に行われるものであり、法的な権利までは構成しないものとする。

- 1 リスク対策に関する周知
  - ・当協会からの定期的な情報提供
  - ・市場動向調査資料の提供（ただし不定期）
- 2 会社経営における危機管理能力の向上
  - ・各種セミナー、勉強会の開催案内
  - ・協会推奨サービスの案内
- 3 CSRの向上

- ・リスク対策スキル・防災スキルの習得による顧客満足度の向上
  - ・当協会の講演や講習の受講許可
- 4 ビジネスチャンスの獲得
- ・協会企業間の交流機会の設定
  - ・当協会のロゴ使用の許可（ただし、賛助会員を除く）
- 5 福利厚生の実施
- ・審査有りのリスクマネジメント認定（RM認定）制度の取得
  - ・協会付帯サービスの割引利用

（協会Webサイトへの提示）

第4条 協会員は、各区分にしたがって協会ウェブサイトへの提示を受けるものとする。

- ①賛助会員 協会会員一覧ページへの社名掲載
- ②正会員 協会会員一覧ページへの社名掲載及び自社リスク対策ツールの掲載
- ③特別会員
- ④名誉会員 当協会Webサイトにおいて、当協会の業務提携先として協業や相互協力を前提とした掲載

（附則）

- 1 本細則は、令和3年4月1日より実施する